

平成26年12月10日

枚方市議会議長
鷺見信文様

総務常任委員会
委員長 榊田義則

総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成26年12月10日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
請願第9号	生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入に関する請願	不採択とすべきもの
請願第10号	枚方市長に対し枚方市立美術館計画の一時休止を求める請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

《請願第9号》

1. 主な質疑項目

- ・ 生涯学習市民センターの発展に向けた民間ノウハウの活用について
- ・ 生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入による効果について
- ・ 指定管理者制度導入による生涯学習市民センターの設置目的の効果的な達成について
- ・ 指定管理者制度導入後の生涯学習市民センターの体制の決定時期について
- ・ 指定管理者制度導入後の生涯学習市民センターへの人員配置について
- ・ 指定管理者制度導入後に指定管理者が配置する専門的職員について
- ・ 指定管理者制度導入に当たっての市民意見の聴取状況について
- ・ 意見聴取会において参加者の大半が生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入に反対であったことに対する本市の認識について
- ・ 指定管理者制度の導入方針、生涯学習推進体制の再編等に対する請願者の理解について
- ・ 指定管理者制度導入後の生涯学習市民センターの運営に対する請願者の懸念について
- ・ 施設の有料化に関する条例の制定、改廃が直接請求の対象か否かについて

2. 討論要旨

[大地正広委員]

本委員会における請願第9号の採決に当たり、採択に反対の立場から討論を行います。

本請願は、生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入を見直すよう求めるものですが、そもそも、指定管理者制度は、民間事業者等に公の施設の管理を代行させ、そのノウハウを活用することで、多様化、高度化する住民ニーズへの効率的、効果的な対応を図るとともに、住民サービスの向上と行政コストの縮減を図ることを目的として、地方自治法により認められたものです。

本市では、現在、17施設40カ所において指定管理者制度を導入していますが、市民や有識者から成る審議会の答申に基づき平成24年12月に策定された新行政改革大綱においては、さらに、公の施設の管理運営について民間活力の活用を進めるという方向性が示されています。

そして、新行政改革大綱に掲げる課題の解決に向け平成25年3月に策定された行政改革実施プランにおいては、生涯学習市民センターと図書館の管理運営についてサービス向上と効率性の観点から検討を行い、特に複合施設である6館については今後の効率的な管理運営体制の方針を定めることが示されています。

あわせて、従来、本市議会としても、一般質問などで、本市において指定管理者

制度の導入拡大を図るべきという趣旨の発言をしてきた経過があります。

また、先日の総務委員協議会では、担当部署から、先行導入市の状況を調査し、一定の効果を確認しているという説明があったことから、このほど生涯学習市民センターと図書館の複合施設への指定管理者制度導入が決定されたことについては理解できるものです。

よって、本請願を採択することは適当ではないと考えます。

なお、指定管理者制度の導入に先立ち行われた意見聴取会に参加した請願者は、参加者の大半が現段階での指定管理者制度導入に反対の意見であると述べていますが、本委員会での質疑応答によると、市政モニターへのアンケートでは肯定的な意見が多いという結果が出ているとのことでした。

こうした食い違いが起こるのは、活動委員会への参加者を初め、生涯学習市民センターの利用者の皆さんの中に、指定管理者制度の導入により従来の取り組みがなくなってしまうのではないかという不安があることが大きな要因と考えられます。

この点については、先ほど述べた総務委員協議会において、本市と利用団体の皆さんとの間で意見交換が行われており、生涯学習推進に向けた市民との連携事業などは継続されるという説明がありましたので、指定管理者制度を導入するメリットなどとあわせ、本市として積極的に周知を図り、市民の理解が得られるよう努めることを求めます。

平成28年度からは、蹉・生涯学習市民センター、牧野生涯学習市民センターを含む2つの複合施設で指定管理者制度が先行導入される予定ですが、2年間の指定期間中に課題等の検証を行い、その結果を踏まえ、円滑に全複合施設への指定管理者制度導入を進めていただくよう最後に申し上げます。

[広瀬ひとみ委員]

請願第9号 生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入に関する請願について、賛成の立場から討論を行います。

第1に、非民主的プロセスで導入方針が決定されたことは大きな問題で、見直しは当然です。

具体的に述べます。

生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入には多くの課題があり、導入方針を決定する前に市民意見を聞き、市として熟考することが必要です。

現在、生涯学習ビジョン・推進基本計画に代わる新たな指針なるものが生涯学習推進審議会にて議論されていますが、拠点施設はどうあるべきなのか具体的に諮問もせず、施設の在り方、職員の在り方は指針（素案）にも位置付けられていません。丁寧に議論し、市民意見募集や説明会を実施し、意見反映を行って、市の方針を決定すべきです。

ところが、枚方市はこうした手順を踏んでいません。意見聴取会を開催したもの

の、広報では指定管理者制度導入の準備をするために意見を聞くといった説明も行わず、意見を聞かせてほしいと呼び集めておきながら、導入方針は決まったことだからこれに対する意見は聞かないとの態度です。市政の主人公は市民であり、市民不在の方針決定は撤回すべきです。

第2に、生涯学習再編の経過からしても問題があります。

生涯学習と社会教育の関係、その拠点施設の在り方について市民的な大議論をして、再編が行われました。その際に、有料化はするけれども単なる貸し館にはしない、そのために専門職員を置き、運営は直営を堅持すると広報でも周知されました。

ところが、この約束が時がたったからという理由でほごにされようとしています。やはり今後は単なる貸し館になってしまうのではないかと、市民が危惧するのは当然です。今は単なる貸し館にしないと説明しても、そのような約束は守られる保証もないし、それを変更しようとしたときに住民の意見すら十分に聞かないということ、今、行政自身が実際の行動でもって示しています。

こうした対応は、市政に対する市民の信頼を失墜させるものであり、許されるものではありません。仮に方針を変更しようとする場合でも、こうした経過を踏まえるならば、方針決定に市民意見を反映させるのは当然ではないでしょうか。

また、生涯学習の再編により、もともとは教育委員会の所管であったものを市長部局に移し、市民協働のまちづくりを進める拠点とする位置付けであったわけですから、社会教育課と生涯学習課という2つの課が存在することになりました。総務部門の効率化というなら、生涯学習も含め教育委員会に一本化すべきで、そこが再編の総括です。

第3に、市は確固たる自信を持って指定管理者制度導入に踏み切ろうとしています。指定管理者制度導入により生涯学習市民センターが現状よりよくなる保証があるのか、図書館との窓口一本化でむしろ利用者、市民に多大な不便をもたらす可能性が危惧される点です。具体的にどうなるのかという案も定まっていなのに、導入方針だけは確定だとする思考停止状態がなぜ生まれるのか。トップの顔色ではなく、市民に目を向けるべきです。

また、生涯学習市民センターに配置される人は、ただの管理人や警備員になりかねず、そこで公民館の役割も踏まえた生涯学習機能や児童館的機能の担保をどう図るのかも、現時点では不透明です。

最後に、市政は二元代表制のもとで進められますが、市が方針を打ち出し、議会が判断を下すその前に、できる限り市民の声を聞く努力をするのは当然です。市民の声を聞かない非民主的市政運営を続けるならば、行政は市民からの信頼を得られませんし、また、これを放置する議会も同様に市民からの信頼を得ることはできません。

よって、本請願に賛成であることを表明し、討論いたします。

《請願第10号》

1. 主な質疑項目

- ・ 本件美術館の整備に向けた展望について
- ・ 本件美術館の整備計画の一時休止及び市民との対話の実施について
- ・ 本件美術館の整備計画の再検討を求める市民との対話の状況について
- ・ 請願第8号の審査後における本件美術館の整備計画の周知等の取り組みについて
- ・ 本件美術館の建設工事手続の適正性について
- ・ 本件美術館の建設準備工事の進捗状況について
- ・ 香里ヶ丘中央公園における遊び場の確保について
- ・ 本件美術館の整備に対する請願者の意見について
- ・ 市長との面談に対する請願者の思いについて
- ・ 請願者と市長との面談が実施されなかった経緯について
- ・ 本件美術館の整備に関して説明を行う本市の姿勢に対する請願者の評価について
- ・ 請願第8号が提出された経緯等に対する請願者の認識について
- ・ 請願第8号の趣旨と本請願の趣旨との相違点について
- ・ 請願第8号の署名者と本請願の賛同者との重複について
- ・ 本請願の賛同者の意義について
- ・ 請願者の主張の事実確認について

2. 討論要旨

[大地正広委員]

本委員会における請願第10号の採決に当たり、採択に反対の立場から討論を行います。

本請願は、本年第3回定例会において本委員会に付託された美術館についての再度の説明会に関する請願と基本的な方向性が同じであるため、その際の討論の繰り返しになりますが、行政の対応を一因として本件のような請願が提出されるに至ったことは残念であると、まず申し上げます。

ただ、その時点でも本市が市民に対して説明責任を果たそうとする姿勢が一定感じられたため、本委員会でも請願を不採択とすべきという意見が大勢となり、本会議でも不採択と決しました。

また、同じく第3回定例会において、美術館の位置等を定めた枚方市立美術館条例の制定議案について審議を行い、賛否が分かれたものの、この議案も可決されるに至りました。

そして、本市は、この間、市役所等に美術館建物の模型やリーフレット等を備え付けるとともに、『広報ひらかた』10月号に特集記事を掲載するなどの取り組みを継続して行っているところです。

そもそも、これに先立つ本年第1回定例会において、美術館建物の寄附を受けるための議案が可決されており、こうした適切な手続を経ていることからすれば、美

術館の開館に向けた取り組みを一時休止する必要はなく、本請願を採択することは適当ではないと考えます。

なお、現在、美術館の建設に反対する市民が香里ヶ丘中央公園に集まっている状況であると聞いていますが、皆さんには冷静な対応をお願いするとともに、本市も引き続き適切な情報提供に努めていただき、地域住民と十分な意思疎通を図るよう最後に要望して、本請願に反対の討論とします。

[広瀬ひとみ委員]

請願第10号 枚方市長に対し枚方市立美術館計画の一時休止を求める請願について、賛成討論を行います。

9月議会には再度の説明会開催を求める請願が提出され、今回は、また別の市民の方々から一時休止を求める請願が提出されたこととなります。この間、美術館整備について、市として大いにキャンペーンを張ってこられました。納得できないとする市民と話し合う努力は果たしてどうだったのか。

公園に集まる人々が絶えず、美術館の整備工事も当初の予定から大幅にずれ込み、結局進捗しないまま3カ月がたとうとしています。準備工事も今なお完了していない、できない状況になっています。

本請願は、このまま工事強行となれば将来的にも地域住民に禍根を残す可能性がある。と、再検討を求める市民との話し合いの場を持つための冷却期間を設けるよう求めています。

市は、このままどうするつもりなのか。寒空のもとで公園を見守り続ける人たちを、いつまでそこにとどめておくつもりなのでしょう。質疑の中でも、何の展望も見出すことはできませんでした。

市のホームページで、市長は、反対派市民と話し合いを重ねてきたと、あたかも誠実に向き合ってきたかのように主張されておりますが、請願者の説明によれば、一度面談の約束をしながら直前になってキャンセルし、再検討を求める市民とは会わないと、以後その約束を果たそうともしていないとのこと。

地域コミュニティーの名前を使って公園に集まる人々を非難するなど、既に地域に禍根を残すようなやり方で美術館整備を進めていますが、そうした手法でもって美術館を整備し、人々の心をいやす場ができると考えているのでしょうか。

私たちは憎み合ったり、見下し合ったりなどしたくないのだ。チャップリン演じる独裁者が最後に行った演説の一節です。地域を分断し、憎悪をまき散らすのではなく、請願が求めるように、話し合いの場を持つべきです。住みたい、住み続けたい枚方、市民が誇れるまち枚方と言うならば、子育て世代の市民から出された思いに、市長は誠実に向き合うべきです。

以上の理由から、本請願には賛成であることを表明し、討論といたします。